

平成28年4月から健康保険法などが改正されます

改正スケジュール

平成28年4月

- ☆紹介状なしでの大病院受診時の定額負担の義務化
- ☆入院時食事療養費自己負担額の見直し
- ☆患者申し出療養の創設
- ☆傷病手当金・出産手当金の計算方法の見直し
- ☆標準報酬月額・標準賞与額の上限の引き上げ
- ☆健康保険料率の上限の引き上げ

診療報酬は0.84%のマイナス改定

2年に一度改定される診療報酬は、
平成28年度は－0.84%（医科歯科：
+0.49%、薬価等：－1.33%）となりま
した。

平成28年10月

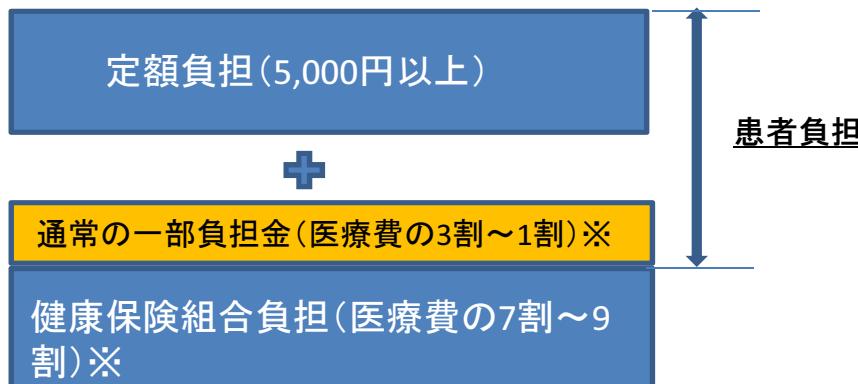
- ☆短時間労働者の社会保険の適用拡大
- ☆兄姉の扶養認定基準の見直し

平成28年4月

☆紹介状なしでの大病院受診時の定額負担の義務化

大病院は高度な医療が必要な患者、小規模の病院や診療所は軽症の患者、という医療機関の機能分化を推進するため、紹介状なしで特定機能病院や500床以上の大病院を受診する場合には、医療費の自己負担に加えて、患者が最低5,000円を負担することになります。また、他の病院を紹介すると言われたにもかかわらず再診で大病院を受診した場合にも、最低2,500円の追加負担が発生します。なお、救急患者や診療所が少なくて大病院に行かざるを得ない地域の患者などは対象外となります。

■紹介状なしで大病院を受診するときの患者負担(初診の場合)



※年齢と所得により負担割合が区分されています。

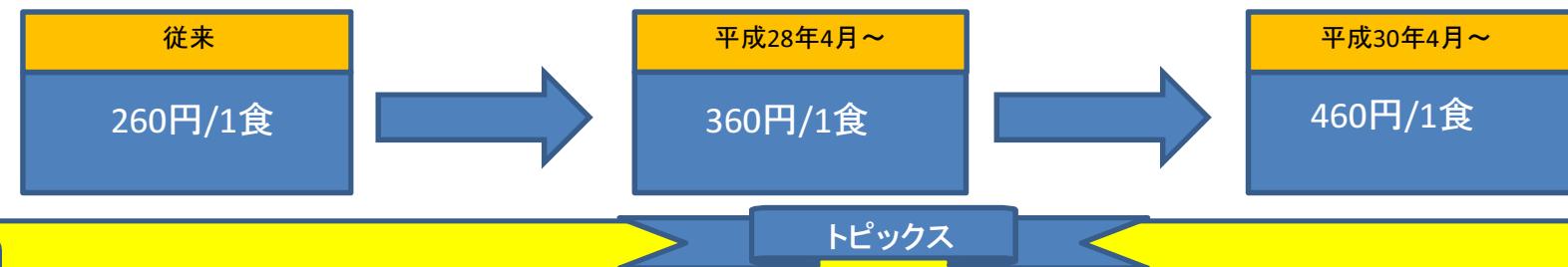
平成28年4月

☆入院時食事療養費自己負担額の見直し

入院と在宅療養との公平性を図るため、**入院中の食事費用の患者負担は、従来の食材費相当額に加えて調理費相当額も負担すること**とし、段階的に引き上げられます。

なお、低所得者や難病患者、小児慢性特定疾患者、1年を超えて精神病床に入院している患者(平成28年4月1日時点)の負担額は変更ありません。

■入院時食事療養費の標準負担額(食事費用の患者負担額)



○若い世代の禁煙を促進し将来の医療費を抑制するため、34歳以下の人は、喫煙年数に関係なく健康保険で禁煙治療が受けられることになります。禁煙治療の健康保険適用要件のうち喫煙本数・年数については、35歳以上の人には限定となります。

□健康保険で禁煙治療を受けるための条件

- ①ニコチン依存度テスト(TDS)でニコチン依存症と診断された
- ②ただちに禁煙しようと考えている
- ③禁煙治療の同意書に署名している
- ④1日平均喫煙本数×喫煙年数が200以上である(35歳以上のみ)

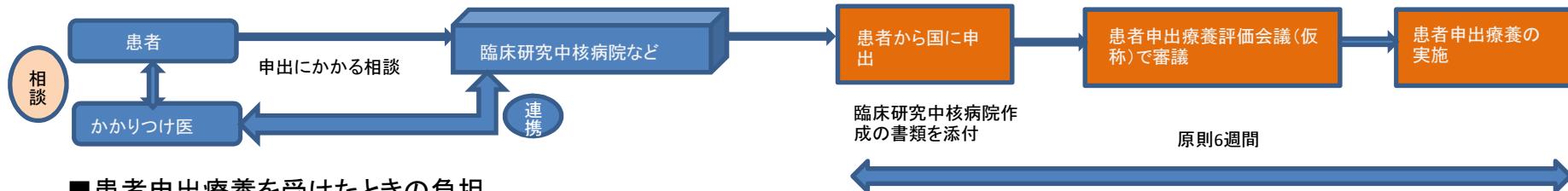
平成28年4月

☆患者申し出療養の創設

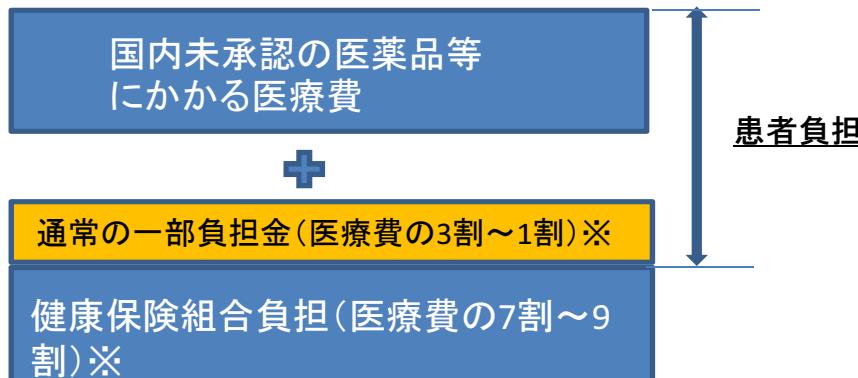
がんや難病患者が国内未承認の医薬品を使いたいときや先進医療を身近な医療機関で受けたいときなどの利便性を図るため、それらについて患者の申出があったときに保険外併用が可能となる「患者申出療養」が創設されます。

※保険外併用…健康保険適用でない保険外診療があると、保険が適用となる診療も含めて医療費の全額が自己負担となります。しかし、厚生労働大臣の定める評価療養(先進医療など)や選定療養(差額ベッドや歯科の金合金など)は、保険外併用療養費として保険診療との併用が認められており、通常の治療部分には保険が適用されます。ただし、評価療養と選定療養にかかる特別料金は自己負担です。

■患者申出療養で初めての医療を実施するとき



■患者申出療養を受けたときの負担



※年齢と所得により負担割合が区分されています。

※患者申出療養として前例がある医療を他の医療機関で実施する場合は、患者は医療を受けたい身近な医療機関に申出にかかる相談をし、前例がある臨床研究中核病院に申出します。申出から身近な医療機関で患者申出療養を実施するまでの期間は、原則2週間です。

■患者申出療養の対象

- 先進医療を身近な医療機関で受けたいとき
- 先進医療を対象外の患者が受けたいとき
- 国内未承認の医薬品などを使いたいとき
- 治験の対象外の患者が治験薬などを使いたいとき

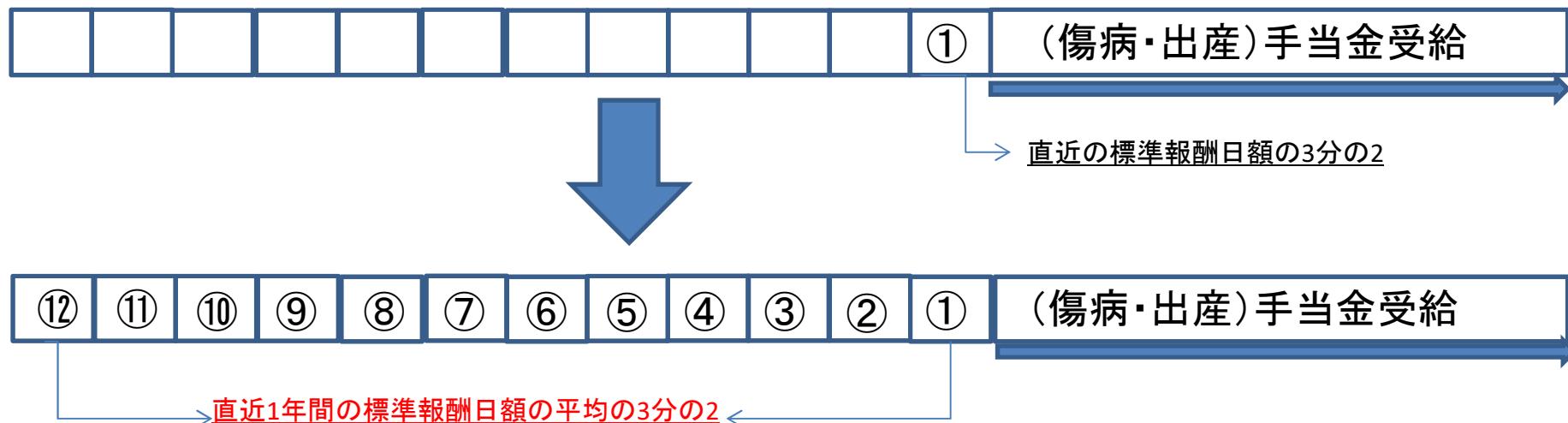
平成28年4月

☆傷病手当金・出産手当金の計算方法の見直し

傷病手当金・出産手当金※の不適切な受給を防止するため、支給額の計算で基準となる標準報酬日額の算定方法が、直近のものから支給開始月の前1年間の平均になります。被保険者期間が1年に満たない場合は、①被保険者期間の標準報酬日額の平均と、②その保険者の全被保険者の標準報酬日額の平均のどちらか少ない額が基準になります。

※傷病手当金・出産手当金…被保険者が病気や出産で仕事を休んで給与が支払われないときに、一定の期間、1日につき標準報酬日額の3分の2が支給されます。

■傷病手当金・出産手当金 受給額の算出方法



平成28年4月

☆標準報酬月額・標準賞与額の上限の引き上げ

より負担能力に応じた負担を求めるため、保険料などの計算の基礎になる**標準報酬月額**と**標準賞与額の上限**が引き上げられます。

標準報酬の上限は、従来の121万円(47等級)の上位に3等級が追加され、139万円(50等級)になります。標準賞与額の上限は、年間540万円から573万円に引き上げられます。

■標準報酬月額の上限の引き上げ

従来

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上



平成28年4月～

等級	標準報酬月額	報酬月額
47	1,210,000円	1,175,000円以上1,235,000円未満
48	1,270,000円	1,235,000円以上1,295,000円未満
49	1,330,000円	1,295,000円以上1,355,000円未満
50	1,390,000円	1,355,000円以上

平成28年4月

☆健康保険料率の上限の引き上げ

高齢者医療制度への納付金の増加に対応するため、**健康保険の一般保険料率の上限が引き上げられます。**一般保険料率の上限は、従来の1,000分の120から1,000分の130になります。各保険者（健康保険組合）は、財政状況に応じて1,000分の30～1,000分の130の間で一般保険料率を設定します。

注：平成28年3月1日からの、ひかり健康保険組合の健康保険料率（一般+調整）は、1,000分の98です。

平成28年10月

☆短時間労働者の社会保険の適用拡大

パートタイマー等の非正規労働者にも社会保険の適用を拡大し、正規労働者との格差を是正するため、**社会保険(厚生年金・健康保険)の適用基準が変更(拡大)されます**。従業員501人以上の事業者を対象に労働時間や賃金などの基準を変更します。

■社会保険の適用基準(従業員501人以上の事業者が対象。学生は適用除外)

従来

週30時間以上
(労働時間・日数が一般社員の4分の3以上)



平成28年10月～

- すべての基準を満たした場合に適用される
- ①週20時間以上
 - ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
 - ③勤務期間1年以上
 - ④学生(高校・大学・その他省令で定める学生)でないこと

平成28年10月

☆兄姉の扶養認定基準の見直し

被保険者の**兄や姉**を健康保険の被扶養者とするために必要な条件から**同居要件が撤廃されます**。兄姉が被扶養者として認定されるためには、①被保険者の収入で生計を維持していること ②年間収入が130万円(60歳以上又は障害者は180万円)未満であること ③同居の場合は被保険者の収入の2分の1未満、別居の場合は被保険者の仕送り額より少ないこと が条件となります。